

○建築基準法による中間検査に係る特定工程等の指定

改正	平成16年1月27日	沖縄県告示第51号
	平成17年3月22日	沖縄県告示第208号
	平成19年1月26日	沖縄県告示第46号
	平成19年5月26日	沖縄県告示第358号
	平成22年2月19日	沖縄県告示第89号
	平成27年2月 6日	沖縄県告示第80号
	平成30年2月13日	沖縄県告示第78号
	令和3年2月26日	沖縄県告示第88号
	令和7年2月28日	沖縄県告示第97号

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下、「法」という。)第7条の3第1項第2号の規定による特定工程及び同条第6項の規定による特定工程後の工程を次のように指定する。

この告示は、平成16年3月1日(以下、「施行日」という。)から施行し、施行日以後に法第6条第1項の規定により確認申請書を提出する建築物及び法第6条の2第1項に規定する確認を受けるため書類を提出する建築物について適用する。

- 1 中間検査を行う区域
那覇市、沖縄市、浦添市、宜野湾市及びうるま市の区域を除く沖縄県全域とする。
- 2 中間検査を行う期間
平成16年3月1日から令和10年2月29日までの24年間
- 3 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模
一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分が次に掲げる構造及び規模のもの
(1) 法別表第1(イ)欄(一)から(四)に定める特殊建築物(共同住宅を除く。)で、地階を除く階数が3以上又は延べ面積が500㎡を超えるもの
(2) 一戸建ての住宅(分譲住宅に限る。)、長屋又は共同住宅で、地階を除く階数が2以上のもの(共同住宅にあつては、法第7条の3第1項第1号に規定する特定工程を含む工事を行うこととなるものを除く。)
- 4 指定する特定工程
次のとおりとする。なお、2以上の構造を併用した建築物にあつては、1階床面積が最大の構造のものを特定工程とし、増築等の場合は、初めての工事を施工する階を1階と読み替える。
(1) 鉄骨造にあつては、1階の鉄骨の建て方工事の完了時
(2) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造及び補強コンクリートブロック造にあつては、2階の床版(階数が1の建築物にあつては屋根版)の配筋工事等の完了時
(3) 木造にあつては、1階の構造耐力上主要な軸組工事(枠組み壁工法は耐力壁)等の工事の完了時
(4) その他の構造にあつては、基礎配筋工事の完了時
- 5 指定する特定工程後の工程

次のとおりとする。

- (1) 鉄骨造にあつては、構造上主要な部分の鉄骨を覆う工事、壁の外装工事又は内装工事
- (2) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造及び補強コンクリートブロック造にあつては、2階の床版(階数が1の建築物にあつては屋根版)のコンクリート打ち込み工事等
- (3) 木造にあつては、構造耐力上主要な軸組(枠組み壁工法は耐力壁)等が隠蔽されることとなる外装工事又は内装工事
- (4) その他の構造にあつては、基礎のコンクリートの打ち込み工事等

6 適用除外

以下の建築物については、この告示の規定は適用しない。

- (1) 法第18条の適用を受ける国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物
- (2) 法第85条の適用を受ける建築物
- (3) 法第6条の4第1項第1号及び第2号に掲げる建築物又は法第68条の20第1項に規定する認証型式部材等を有する建築物
- (4) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する住宅性能評価(建設住宅性能評価)を受ける住宅

前文(抄) (平成17年3月22日告示208号)
平成17年4月1日から施行する。

前文(抄) (平成19年1月26日告示46号)
平成19年1月26日から施行する。

前文(抄) (平成19年5月22日告示358号)
平成19年6月20日から施行する。

前文(抄) (平成22年2月19日告示89号)
平成22年2月19日から施行する。

前文(抄) (平成27年2月6日告示80号)
平成27年2月6日から施行する。

前文(抄) (平成30年2月13日告示78号)
平成30年2月13日から施行する。

前文(抄) (令和3年2月26日告示88号)
令和3年2月26日から施行する。

前文(抄) (令和7年2月28日告示97号)
令和7年2月28日から施行する。